

【介護保険】うさぎナースケア南草津 利用料金表

令和6年8月1日改訂

○基本利用料

：非課税

加算			ご利用者様負担金額			
			1割	2割	3割	
訪問看護費 (※1)	20分未満/回		335円	670円	1,005円	
	20分以上 30分未満/回		503円	1,006円	1,509円	
	30分以上 60分未満/回		878円	1,760円	2,635円	
	60分以上 90分未満/回		1,204円	2,408円	3,611円	
	理学療法士、作業療法士 または言語聴覚士による 訪問/回	1日2回まで	314円	627円	941円	
		1日3回以上	283円	565円	847円	
退院時共同指導加算(※2)/回			642円	1,284円	1,926円	
初回加算(対象月のみ)(※3) (月1回)		I	375円	749円	1,124円	
		II	321円	642円	963円	
長時間訪問看護加算(※4)/回			321円	642円	963円	
特別管理加算(※5)(月1回)		I	535円	1,070円	1,605円	
		II	268円	535円	803円	
複数名訪問看護加算(※6)/回		I	30分未満	272円	544円	815円
			30分以上	430円	861円	1,290円
		II	30分未満	215円	430円	645円
			30分以上	339円	678円	1,018円
看護・介護職員連携強化加算(※7)(月1回)			268円	535円	803円	
緊急時訪問看護加算Ⅰ(※8)(月1回)			642円	1,284円	1,926円	
ターミナルケア加算(対象月のみ)(※9) (月1回)			2,675円	5,350円	8,025円	

※利用者の負担割合は「介護保険負担割合証」に記載された割合となります。

※1 基本料金に対してサービス提供開始時間が早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯のときは25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。

※2 退院時共同指導加算

病院、診療所または介護老人保健施設、若しくは介護医療院に入院・入所中の利用者へ主治医や看護師等と連携し在宅における必要な指導を行った場合に加算されます。

※3 初回加算（Ⅰ）（Ⅱ）

過去2か月において訪問看護の提供を受けていない場合で、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合に加算されます。

- （Ⅰ） 病院や施設から在宅に移行した当日に初回の訪問看護を実施した場合に算定。
- （Ⅱ） 病院や施設から在宅生活に移行した2日目以降に訪問看護を実施した場合に算定。

※4 長時間訪問看護加算

特別管理加算対象の利用者に対し1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に90分を超えたサービスを提供した場合に加算されます。

※5 特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）

訪問看護に関して特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合、その月の第1回目の訪問看護を行った日に加算されます。

- （Ⅰ） ・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態。
- （Ⅱ） ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある方。
 - ・人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある方。
 - ・真皮を越える褥創の状態の方、点滴を週3日以上行う必要がある方

※6 複数名訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）

利用者の身体的理由で1人の看護師等による訪問看護が困難な場合や暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合、またこれらに準ずると認められる場合に加算されます。

- （Ⅰ）2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合
- （Ⅱ）看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

※看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品

の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者のこと。資格は問わない。訪問看護事業所に雇用されている者に限る。

※7 看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務を円滑に行うための支援を行った場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に加算されます。

※8 緊急時訪問看護加算Ⅰ

利用者及びその家族等から、看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行える場合に加算されます。また、緊急訪問時における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制整備が行われている場合に算定します。詳細は「緊急時（介護予防）訪問介護加算契約書」参照。

※9 ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者の死亡日および死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍等は1日）以上訪問看護を行った場合に加算されます。

○その他の利用料（介護保険適用外のサービス料金）

：税込み

交通費 （通常の事業の実施地域を超えて行う場合）	自動車、バイクを使用した場合	205 円／回
	公共交通機関利用の場合	実費
キャンセル料	利用者の都合による、当日キャンセル。 但し ①緊急入院等によるキャンセルは除く。 ②利用者がサービスの利用を中止する場合は、事業の利用の中止を前営業日までに通知することにより、料金を負担することなく事業の利用を中止することができる。	1,100 円
死後の処置（在宅で死後の処置を実施した場合）		11,000 円
コピー代（利用者希望により、複写した場合）		10 円／枚

※初回に発行したものを紛失した場合等に関し、コピー代を徴収する場合があります

【介護保険】うさぎナースケア利用料金表

介護予防訪問看護

令和6年8月1日改訂

○基本利用料

：非課税

加算			ご利用者様負担金額		
			1 割	2 割	3 割
訪問看護費（※1）	20 分未満/回		324 円	648 円	973 円
	20 分以上 30 分未満/回		483 円	965 円	1,448 円
	30 分以上 60 分未満/回		850 円	1,699 円	2,549 円
	60 分以上 90 分未満/回		1,166 円	2,333 円	3,499 円
	理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問/回	1 日 2 回まで	304 円	608 円	912 円
		1 日 3 回以上	152 円	304 円	456 円
退院時共同指導加算（※2）/回			642 円	1,284 円	1,926 円
初回加算（対象月のみ）（※3） （月 1 回）	Ⅰ		375 円	749 円	1,124 円
	Ⅱ		321 円	642 円	963 円
長時間介護予防訪問看護加算（※4）/回			321 円	642 円	963 円
特別管理加算（※5）（月 1 回）	Ⅰ		535 円	1,070 円	1,605 円
	Ⅱ		268 円	535 円	803 円
複数名介護予防訪問看護加算（※6）/回	Ⅰ	30 分未満	272 円	544 円	815 円
		30 分以上	430 円	861 円	1,290 円
	Ⅱ	30 分未満	215 円	430 円	645 円
		30 分以上	339 円	678 円	1,018 円
緊急時介護予防訪問看護加算Ⅰ（※7） （月 1 回）			642 円	1,284 円	1,926 円

※利用者の負担は「介護保険負担割合証」に記載された割合となります。

※1 基本料金に対してサービス提供開始時間が早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯のときは25%増し、深夜(午後10時～午前6時)帯は50%増しとなります。

※2 退院時共同指導加算

病院、診療所または介護老人保健施設、若しくは介護医療院に入院・入所中の利用者へ

主治医や看護師等と連携し在宅における必要な指導を行った場合に加算されます。

※3 初回加算（Ⅰ）（Ⅱ）

過去2か月において訪問看護の提供を受けていない場合で、新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合に加算されます。

- （Ⅰ） 病院や施設から在宅に移行した当日に初回の訪問看護を実施した場合に算定。
- （Ⅱ） 病院や施設から在宅生活に移行した2日目以降に訪問看護を実施した場合に算定。

※4 長時間介護予防訪問看護加算

特別管理加算対象の利用者に対し1時間以上1時間30分未満の介護予防訪問看護を行った後に90分を超えたサービスを提供した場合に加算されます。

※5 特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）

介護予防訪問看護に関して特別な管理を必要とする利用者に対して、介護予防訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合、その月の第1回目の介護予防訪問看護を行った日に加算されます。

- （Ⅰ） ・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態。
- （Ⅱ） ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある方。
 - ・人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある方。
 - ・真皮を越える褥創の状態の方、点滴を週3日以上行う必要がある方

※6 複数名介護予防訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）

利用者の身体的理由で1人の看護師等による介護予防訪問看護が困難な場合や暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合、またこれらに準ずると認められる場合に加算されます。

- （Ⅰ） 2人の看護師等が同時に介護予防訪問看護を行う場合
- （Ⅱ） 看護師等と看護補助者が同時に介護予防訪問看護を行う場合

※看護補助者とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話

（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者のこと。資格は問わない。訪問看護事業所に雇用されている者に限る。

※7 緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ）

利用者及びその家族等から、看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行える場合に加算されます。また、緊急訪問時における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制整備が行われている場合に算定します。詳細は「緊急時（介護予防）訪問介護加算契約書」参照。

○その他の利用料（介護保険適用外のサービス料金）

：税込

交通費 （通常の事業の実施地域を超えて行う場合）	自動車、バイクを使用した場合	205 円／回
	公共交通機関利用の場合	実費
キャンセル料	利用者の都合による、当日キャンセル。 但し ①緊急入院等によるキャンセルは除く。 ②利用者がサービスの利用を中止する場合は、事業の利用の中止を前営業日までに通知することにより、料金を負担することなく事業の利用を中止することができる。	1,100 円
死後の処置（在宅で死後の処置を実施した場合）		11,000 円
コピー代（利用者希望により、複写した場合）		10 円／枚

※初回に発行したものを紛失した場合等に関し、コピー代を徴収する場合があります